（公営住宅法の一部改正）

第十五条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第四号中「第百五条の三第二項」を「第九十六条第二項」に改める。

（農業改良資金融通法の一部改正）

第十六条　農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、同条第三項中「及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）又はこれらの法律」に改め、「業務」と、」の下に「同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び農業改良資金融通法」と、」を加える。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第十七条　特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八条第一項」を「第百条第一項」に改める。

第四条中「第百八条第三項」を「第百条第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十の項を次のように改める。

二十　削除	

（社会保険労務士法の一部改正）

第十九条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の五中「第七十八条」を「第七十条」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第二十条　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「及び融通法」を「この法律」に、「、融通法及び勤労者財産形成促進法」を「この法律及び勤労者財産形成促進法」に改める。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第二十一条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六第一項中「、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、同条第三項中「」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」を「又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）又はこれらの法律」に、「、農業経営基盤強化促進法」を「及び農業経営基盤強化促進法」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第二十二条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第七号イ中「第百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十三条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「、租税特別措置法」を「並びに租税特別措置法」に改め、「並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十一条第一項」を削る。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第二十四条　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「この法律の施行後十年を目途として」を「おおむね五年ごとに」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十二条中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十四年三月三十一日	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）

附則第三条の表令和四年三月三十一日までの間の項中「令和四年三月三十一日まで」を「令和十四年三月三十一日まで」に、「令和四年三月三十一日の項」を「令和十四年三月三十一日の項」に改める。

附則第四条中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「令和四年三月三十一日の項」を「令和十四年三月三十一日の項」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第二十七条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表平成三十五年五月十六日までの間の項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改め、同表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、同表平成三十九年三月三十一日までの間の項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改める。

附則第五項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第八号

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「はなはだしい」を「甚だしい」に改め、「ついて」の下に「、当該地域が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえ」を加え、「改善」を「改善等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二　豪雪地帯対策（豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により不利となつている産業等の基礎条件の改善等に関する施策をいう。以下同じ。）は、国土強靱化の観点を踏まえて雪に強く、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた克雪対策（克雪（積雪に関する諸問題を克服することをいう。第十三条の四の三において同じ。）のための対策をいう。）を充実させること及び親雪（雪に親しむことをいう。）又は利雪（雪を資源として有効に利用することをいう。第十三条の六において同じ。）の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、豪雪地帯における農業、林業その他の産業の振興及び地域の活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護等を図ることを旨として、行われなければならない。